民衆駅実現をめざす
せますぎる市の表玄関

出る二日、石川徳栄さんら十五名が県交通モニターとして委嘱状の伝達をうけました。
今後一年間、違反者や交通行政の通報、交通安全の指導にあたります。

発展途上の新津市表玄関としてまた新潟地区新産業都市の内陸玄関として重要な位置付けを受けている新津駅を名実共にそれにふさわしい民衆駅に改築しようとする「新津民衆駅設置促進協議会」がこのほど発足、去る十八日、市役所会館で総会を開きました。

この日は国、県議会議員や磯部市町村長を始め市内各界関係者多数が出席、民衆駅の早期実現をめざし関係機関につよく働きかけてゆくことをきめました。

新津駅は昭和二年十月に建てられたもので人口も当時は僅か二万、十人また新潟地区、現在そこそこでしたが、現在では五万七千人、年間乗降客も七百四十万人に達して駅舎も既に狭隠となり改築の必要にせまられています。

なお、民衆駅とは駅舎や付帯施設の建設に民間資本を導入し、駅内にデパート、銀行、一般商店などを包含している駅を指します。

図工指導の成果
一小学研教育賞を受賞

第一小学校が「第十回学研教育賞」受賞校（図工科指導で）に選ばれ、去る二月十九日、同賞選考委員長茅誠司、学習研究社社長湯浅氏による表彰をうけました。

同校は国語の研究においても、大きな成果をあげていますが、図画の指導には特にすぐれた成績をあげており、全国美術展、NHK美術展、全国学研教育賞展、ジュニア展に毎回大賞に入賞してきました。

しかもこの指導は、他校に見られるような、クラブ活動その他の特別指導によるものではなく、常に全職員の研修による、ふだんの学習指導による成果であることが他に誇る特色で、大変価値のある業績といえます。

統計調査に四十年
坂上さんが藍綬受章

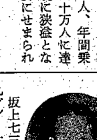

坂上七三郎さん（六十九才）＝本町四丁目＝が去る十三日、統計功労者として総理府で藍綬褒章を受章しました。

坂上さんは大正九年の（代表末下長十郎氏）から交通安全タスキ二百本が、それぞれ交通安全母の会におくられました。

交通事故防止の悲願をこめて全市的な運動をすすめている交通安全母の会では、四月からの新入学児童を守る交通事故防止運動や春の全国交通安全運動に役立てています。

また坂倉久松さん（元新潟警察交通課長）から三千円、小林リセさん（本町二丁目）から四百六十円、秋山きみさん（本町二丁目）から二千五百円がそれぞれ母の会におくられました。

第一回国勢調査以来今日まで、四十年もの永い間働きつづけてきたものです。

交通安全にやくだてて

日燐化学自動車部（代表齋井氏）から、交通安全協力募金の収益二万円を、市ライオンズクラブ

各種統計調査員として常に正確な調査をまとめ、統計思想の普及向上に大きな足跡を残した功績により受章の栄誉によくしたものです。

ちょっと一声

こどもを危険や誘かいから
まもるため……
「お家へかえんなさい」

左

交通事故と損害賠償

非故防止への願いや憲命の努力にもかかわらず交通事故は毎日どこかで起きています。そしてかけがえのない多くの人の命が傷つけられ、失なわれますが、果報はじめ共に悲しかいしてゆきます。

全協会等が事故相談所を主要都市に設置し、交通安全協会等が事故相談所において当事者の損害賠償に関する助言、別表に示すようなホフマン方式によれていますので、被害をうけておこまりの方は気軽に相談してください。

※ホフマン方式とは被害者の一カ月の収入から生活費を差引いた額が仮に二万円で、あと十年働けるというときは別表十年の欄の金額九十五万二千八百円を二倍にした額九十万五千二百円がそれです。

法的に無知のため悪質な示談屋にだまされたり泣き寝入りなどの不幸なことのないようにしなければなりません。

例えば、過失のない被害者が示談屋に示すと、別表に示すようなホフマン方式

幸福な家庭一しゅんに破滅
被害者にも加害者にもなるまい

われる算定方法にもとずいて損害賠償が請求できます。

※ホフマン方式は被害者の一カ月の収入から生活費を差引いた額が仮に二万円で、あと十年働けるというときは別表十年の欄の金額九十五万二千八百円を二倍にした額九十万五千二百円がそれです。

法的に無知のため悪質な示談屋にだまされたり泣き寝入りなどの不幸なことのないようにしなければなりません。

例えば、過失のない被害者が示談屋に示すと、別表に示すようなホフマン方式によれていますので、被害をうけておこまりの方は気軽に相談してください。

※ホフマン方式とは被害者の一カ月の収入から生活費を差引いた額が仮に二万円で、あと十年働けるというときは別表十年の欄の金額九十五万二千八百円を二倍にした額九十万五千二百円がそれです。

の人の予想される収入（利益）ということで損害賠償額が算出される方法です。

しかし実際には、損害賠償をする者、される者いずれとも、幸福な家庭を破壊に陥れてしまうことのないよう、絶体に事故を起すまさぬよう、運転者も歩行者も法規をよく知り、守らねばなりません。

交通事故と損害賠償

交通事故を起した場合
↓
警察に通報
（加害者、被害者、目撃者）
↓
事故の内容調査
（関係者の取調　現場の実況検分）
↓
・事件を検察庁へ送る……罰金
・公安委員会へ報告……免許の取消（昭和四十年中県内五一九七人）
停止（昭和四十年中県内五一九七人）
・損害賠償
（1）財産的損害と精神的損害（慰謝料）
（車両、道路、入院料、付添費、通院費、葬儀費、弁護費、収入減）
（2）自動車損害賠償保険（強制保険）
（現在原付自転車は除かれている）
（3）示談と民事裁判（損害賠償についての当事者の約束一不成立一裁判所の手続き）
（4）過失相殺の原則（事故についても被害者にも過失があったときはその過失の程度に応じて損害賠償の額が減らされる）

予想される収入の簡易推計表
（1ケ月の収入－生活費＝1万円）のとき

働ける年数		予想される収入
5	年	523,200円
7	〃	704,400
10	〃	952,800
12	〃	1,105,200
15	〃	1,317,600
17	〃	1,448,400
20	〃	1,633,200
22	〃	1,749,600
25	〃	1,912,800
27	〃	2,016,000
30	〃	2,162,400
32	〃	2,256,000
35	〃	2,389,200
37	〃	2,475,400
40	〃	2,591,800
42	〃	2,674,800
45	〃	2,787,600

守ろう火災現場の秩序

火災現場の弥次馬は昔からきらいのようといわれますが、全く困った存在です。

被災者の手助けをするわけでもなくただ手をこまぬいて傍観し、時にはいちじるしく消火作業の邪魔をすることになります。

現場における消化活動は、一分秒あらそう問題で一秒でも早く注水できれば、それだけ被害を延焼を防げることになります。

火災が大きくなれば、なるほどその問題は重要で、状況により配置を次々と転換する場合、無責任な群衆による現場の混乱が効果的な活動力を阻害します。

また最近では自動車の放置による現場妨害がはなはだしく、消防車の通行さえできない有様です。

（市の頼小歩校の火災のとき、他市町村からの応援消防車が途中でスタックしてしまった。）

火災現場の秩序維持のため、消防法にはいろいろな規定を設けて、これを守るようにお願いしていますが、要約すると次のようになります。

一般の人達は火災現場の秩序維持とマナーの向上に協力しなければなりません。

・火災現場で、消防、警察が警戒区域を設けて出入を禁止制限または、区域内から退去を命じた場合は、これを守ること。

区域内にとどまりまたは出入してもよい者は、火災建物等の関係者、居住者および被災者を救援しようとする現既、警戒区域内の建物や施設の関係者、消防作業に関係のある電気、ガス、水道、道路、交通業務従事者、救護数急関係者や被害関係者、それに警察、消防関係者で、その指示に従わなかった者には、罰則が適用されます。

・消防署が火災現場に出動するときは（現場で移動する場合をふくむ）車や歩行者は道路をあけなければならない（故意に妨害した者は、二年以下の徴役、または二十万以下の罰金）。

・自動車等を火災現場および、その附近に放置することは、消火活動の妨害行為になり、また道交法違反となる。

・火災が発生したときは、応急消火義務者（火事を出した者や居住者等）は、消火と人命救助にあたらなければならない。

・また現場附近にいる者も、これに協力しなければならない。

・消防関係者は緊急の場合、火災現場附近にいる者を消火作業に協力従事させることができる。

・消防関係者、応急消火義務者、消火協力者等の消火活動を妨害してはならない（二年以下の徴役または二十万円以下の罰金）。

・消防関係者、応急消火義務者、消火協力者等の消火活動を妨害してはならない（二年以下の徴役または二十万円以下の罰金）。

作業停電

次のとおり停電が予定されていますから、ご迷かじおおさしくりください。

5月4日、（水）＝本町一、二丁目、本町一、二、三山谷町、本町一、二、三丁目の一部（午後）

6日、（金）＝秋葉（午前）本町三、四丁目の一部（午後）

11日、（水）＝福島、新町（午前）中新町、大安寺、東金沢（午後）

13日、（金）＝市新、金屋、新鶴屋、六郷、堤（一日）

27日、（金）＝七日町（一日）

6月15日、（水）＝金屋、新鶴屋、六郷、堤（一日）

23日、（木）＝山谷町の一部（一日）

※午前は八時から正午まで、午後は正午から四時まで、一日は午前八時から午後四時まで。

事業場の皆さん

労災保険の年度更新時期です。

法の改正で本年度から五月末日までに、報告書に保険料を添えて提出することになります。

手続きは等も大分変わりましたので、よく確かめたうえで誤りのない報告をいたしましょう。

投稿
田家の読み方

本間隆吉（県立新津高校教諭）

十年程ほど前、田家の住人であった私は、「たい」というのか「たえ」というのか不安に思っていて、それは国語学の上から考えて、「たえ」に違いあるまいと私見をのべたが、それは明石や湘南神社などの「いしずえ」が脱落して「あかし」とか「ありて」とかいうのと全く同じで「たいえ」と信ずるのであるが、これは民俗学の方面から検討すべきであると主張されたりがあった。

この頃たまたまこの市とも縁の深い文学博士故吉田東伍氏の名著「大日本地名辞書」を見たら、その昔、筑後の国一今の福岡県南部にあった「田新田」であったのを新田の部分を省略したが、その名残が今も「うすぶ」となって残っているのであることを考えるべきである。

ちなみに、昔は荻島も荻島新田と称していたのであるが、現在は部落の人達もほとんどそのことを知らない。

荻島は報告にはこれは現代仮名ずかいでは当然「たえ」であるべきであるとの説は

概聴すべきであろう。

なおついでにのべると大字「結」を外部の人は、多くくすびと読むが、土地の人は必ず「結ぶ」という。これは「来年結新田」であったのを新田の部分を省略したが、その名残が今も「うすぶ」となって残っている。

なお、昔は報告にはこれは現代仮名ずかいでは当然「たえ」であるべきであるとの説は